

奈良県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十一号

奈良県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県中央卸売市場条例施行規則（昭和五十二年四月奈良県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第五買荷積込所使用料の項に次のように加える。

荷さばき場使用料	右 同	四百九十円
----------	-----	-------

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。